

■労働政策審議会令（平成 12 年政令第 284 号）（抄）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	（略）
勤 労 者 生 活 分 科 会	<p>一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十八号、第四十九号、第五十号（労働者の福利厚生に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）に係る部分に限る。）、第五十号の二及び第五十一号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）及び労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
（略）	（略）

2・3 （略）

4 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。

5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 （略）

（部会）

第七条 （略）

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3～7 （略）